

35 農地利用集積事業（特会）

【8,005（7,561）百万円】

対策のポイント

面的集積組織が行う調整活動を支援します。

<背景／課題>

農地法等改正法により、経営体が農地を使いやすくなるよう、農地を面的にまとめていく法律上の仕組み（農地利用集積円滑化事業）が創設されました。

この仕組みの中で、農地の貸借を仲介する組織（農地利用集積円滑化団体）が行う調整活動を後押ししていく必要があります。

政策目標

農地の利用集積面積：平成22年度2万ha

<内容>

1. 農地利用集積円滑化団体（市町村、市町村公社、農業協同組合等）が行う調整活動に対して、**活動区域内の農地面積に応じて支払う基本額と利用権設定された面積に応じて支払う実績額を交付**します。

交付金は、円滑化団体の利用調整活動費（例えば、コーディネーター設置費、事務費、利用集積のための奨励金等）として活用することができます。

2. 農地の受け手が引き受けた農地を耕作するために必要な**小規模基盤整備（石礫除去、畦畔除去等）、特定農業法人の農業資材購入の経費等を助成**します。
3. 都道府県及び市町村が、農地利用集積円滑化事業の推進に要する経費を助成します。

（補助率：定額、1／2）
（実施主体：農地利用集積円滑化団体、市町村、都道府県）

[お問い合わせ先:経営局構造改善課（03-3591-1389（直））]

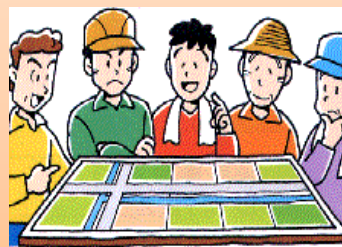
農地利用集積事業

経営する農地が
分散している状況

農地利用集積円滑化団体 (面的集積組織) による調整活動

例えば、

- ① 地域の農地事情に精通したコーディネーターを設置
- ② 集落座談会を開催し、現在の農地の利用状況と今後の利用について話し合い
- ③ 農地の関係者に取組参加を奨励
- ④ 農地の貸借についての意向調査
- ⑤ 農地を面的にまとめる計画を作成 など



農地を面的にまとめて
経営体を使いやすく

面的集積組織(円滑化団体)の**活動区域内の農地面積に応じて基本額**を交付
(平均的な市町村で120万円程度ほか)

面的集積組織(円滑化団体)が委任を受けて、
出し手に代理して**貸付けされた農地面積に応じて実績額**を交付 (20,000円/10a)

基本額と実績額は、利用調整活動費(例えば、コーディネーター設置費、円滑化団体の事務費、利用集積のための奨励金等)として活用できます。

このほか、農地引受に伴う小規模基盤整備費、特定農業法人の農業資材購入経費、市町村推進費等を交付